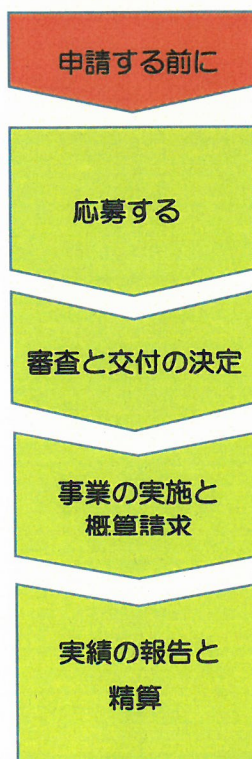


対象団体	民間非営利団体 NPO 法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、 法人格を有しない任意団体やグループ等	
助成金額	5万円以上80万円以内	
助成率	対象となる活動費の2/3以内 (千円未満は切り捨て)	
助成の対象となる経費	法人格を有しない任意団体や グループ	NPO 法人、公益法人、一般財団法人 一般社団法人
	①諸謝金 ②旅費交通費 ③消耗品費 ④賃借料 ⑤通信運搬費 ⑥印刷費 ⑦保険料 ----- ⑧委託費 対象となる活動費の 1/3 以内 ⑧委託費 ⑧⑨の合計は対象とな ⑨臨時雇賃金 る経費の1/3以内	
活動期間	令和2年4月1日～令和3年2月末日	
助成回数	同じ活動内容で最大3回まで 申請は毎回必要で、審査はその都度行います。したがって必ず3回認められるとは限りません。	

【注 意】計上できる経費には、金額の上限や団体の法人格の有無による制限があります。

- ・消耗品は1品単価50,000円以内とします。
- ・臨時雇賃金は、法人格を有する団体のみ計上できます。
- ・委託費、臨時雇賃金の合計は、対象経費の1/3以内で計上できます。

なお、本助成金事業は島根県議会での関係予算の成立をもって実施が決定しますことをご了承ください。



申請する事業は事前に電話・メール等でご相談ください。

■事務局は申請書の作成をサポートします。事業については事前にご相談ください。

- 「しまね環境保全活動助成金申請の手引き」をよくお読みください。
- 申請書はHPからダウンロードできます。
<印刷・ホーム・ページ> <http://www.nature-sanbe.jp/eco/bounty.html>
- 必要書類を事務局へ郵送、またはご持参ください。(12月27日17時必着)

■審査会(書類審査)の後、結果については文書でお知らせします。
結果の通知は令和2年4月上旬を予定しています。

■採択された場合、交付決定額の7割を上限に概算請求することができます。
「活動の手引」をよく読み、適切に事業を実施してください。

- 活動終了後、期限までに実績報告書をご提出ください。
<提出期限>令和3年2月末日
- 提出された実績報告書を精査し、確定通知書をお送りしますので、精算払請求書を提出してください。
- 精算払請求書を受理し、およそ2週間で残金を口座へ振り込みます。

お問い合わせ先

しまねエコライフサポートセンター

エコサポ.しまね

TEL 0852-67-3262 FAX 0852-67-3787

✉ kadowaki@nature-sanbe.jp 担当:門脇

〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター(のろろ)2F)